

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2 に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第 3 項に基づき、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第 33 条第 1 項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、浜田市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
浜田市旭町坂本 イ 414	229 は 38 外 3	山林	0.0310	スギ・ヒノキ・ アカマツ・広葉樹 (スギ・アカマツ)	34～81
イ 415	229 は 40 外 1	山林	0.1329	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 415-1	229 は 40 外 2	山林	0.0655	スギ・ヒノキ (スギ・広葉樹)	34
イ 415-2	229 は 49 外 1	山林	0.0329	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 415-3	229 ろ外 1 6 外 23	山林	3.3300	スギ・ヒノキ・ アカマツ・広葉樹 (スギ・アカマツ・広葉樹)	31～81
イ 416-1	229 は 49 外 1	原野	0.0503	スギ・アカマツ ・広葉樹 (アカマツ・広葉樹)	34～81
イ 417	229 は 49 外 1	原野	0.0366	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 419	229 は 49 外 1	山林	0.1939	スギ・アカマツ ・広葉樹 (スギ・広葉樹)	34～81
イ 419-1	229 は 49	山林	0.0489	スギ (スギ・広葉樹)	34
イ 420	229 は 43	山林	0.0027	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 421	229 は 42 外 3	山林	0.1521	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 422	229 は 42 外 2	山林	0.1052	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 903-1	229 は 49 外 2	山林	0.0242	スギ・ヒノキ (広葉樹)	34
イ 903-2	229 は 49 外 1	山林	0.0346	スギ・ヒノキ (スギ)	34
イ 903-3	229 は 49 外 1	原野	0.0270	スギ・ヒノキ・	34

				アカマツ・広葉樹 (広葉樹)	
イ 878-1	229 は 73	保安林	0.1078	スギ	48～59
	230 い 32		0.1356	広葉樹	51
	230 い 36		0.0241	広葉樹	57
	230 い 38		0.6319	スギ	48～59
	230 い 39		0.8704	スギ	48～59
	230 い 40		0.1736	スギ	48～59
	230 い 41		0.2866	スギ	48～59
	230 い 42		1.0212	スギ	48～59
イ 904	229 は 37	山林	0.0047	広葉樹	31
	229 は 39		0.1369	アカマツ・広葉樹	66
	229 は 45		0.1592	広葉樹	30
	229 は 52		0.8054	アカマツ・広葉樹	58
	229 は 58		0.2551	スギ	61
	229 は 60		0.0248	アカマツ・広葉樹	51
	229 は 62		0.4257	スギ・広葉樹	56
	229 は 68		0.1026	アカマツ・広葉樹	81
イ 879-3	229 外 1 は外 1 53 外 12	山林	1.1000	スギ・ヒノキ・ アカマツ・広葉樹 (スギ・アカマツ ・広葉樹)	48～86
計			10.5283		

3 スケジュール

令和5年8月21日(月) 募集開始(浜田市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時とします。

受付場所は、浜田市役所本庁舎4階 農林振興課とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

FAX : 0855-23-4040 E-mail : nourin@city.hamada.lg.jp

令和5年9月20日(水) 企画提案書受付締切

令和5年9月26日(火) 審査
令和5年10月3日(火) 選定・結果通知
令和5年10月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(別記様式第17号)

- 添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料
② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。